令和4年度

労働保険

年度更新事務説明会

はじめに

本資料の記載内容について、今後法改正等により変更することがありますことをご承知おきください。

元号数字と徴定年度について

元号が令和となりました。

会計年度は「令和4年度」、全期間の元号は「9」、徴定年度は「04」です。ご注意ください。

（例）滞納報告書

9	0	4

年度更新の期間

６月１日から7月１１日

この期間内に「申告」と「納付」を
行なわなければなりません

手引き１ページ

年度更新手続きの日程（１）

３月

- 特別加入者の変更･新規加入有無確認
- 特別加入者基礎日額の変更（３月２日～３月３１日）
- 「賃金等報告」「一括有期事業報告書」配布

年度更新手続きの日程（２）

４月～５月

- 「賃金等報告」「一括有期事業報告書」回収
- 「申告書内訳」作成

☆　早めに作業開始を！

年度更新手続きの日程（３）

６月

- 「申告書」到着
- 「労働保険料等納入通知書」により事業主へ納入を依頼する

労働局提出分は

直接、労働局へ提出（持参または郵送）。

★電子化分（CD）も同時に提出★

電子化分等の後日送付は、おやめください。

手引き８ページ

年度更新期間中に、確実な「申告」「納付」を行うには

手引き5ページ

スケジュールを参考に、余裕を持った日程の設定を。日程に余裕がないと、期限ギリギリの提出となり、誤った申告の原因となる。

口座振替について（1）

事務組合が集金した保険料を国へ納付する際の制度

☆滞納がある事務組合は利用できません

☆１事務組合「１口座」

口座振替について(2)

- 厚生労働省HP内にある。

  労働保険料口座振替 で検索。

  「労働保険事務組合用」を使用。

  「法人・個別事業主用」は様式が異なる。

手引き7ページ

口座振替について(3)

- 口座振替制度利用事務組合の皆様へ

注意点（その１）

- 「申告書」「申告書内訳」「総括表」の右上余白に「口座」と赤で記入

手引き７ページ

注意点（その２）

- 振替不能となった時点で、
「労働局」と「金融機関」に連絡。
納付可能分は、速やかに納付。

手引き７ページ

注意点（その3）

- 口座そのものや口座名義の変更が必要な場合は、7ページ（3）をお読みの上、労働局へ相談変更手続きを

労働局提出分は

直接、労働局へ提出（持参または郵送）。

★電子化分（CD）も同時に提出★

電子化分等の後日送付は、おやめください。

手引き８ページ

賃金等の報告（賃等）について

- 注意点

その1　計算間違い

- 手書き賃等は、事務組合側でも検算を。
- ソフト使用の場合は、関数等の確認を。

※この誤りが、全体の数字に影響する！

その2　算定対象者を算入しているか？

- 役員を入れていないか？
- 短期の臨時労働者の算入漏れはないか？
- 雇用保険は、加入条件を満たしている方を算入しているか？
- 65歳以上の方を算入しているか？

その3　賃金について

- 役員報酬を、算入していないか？
- 短期の臨時労働者は、算入してあるか？
- 通勤手当は、「非課税分」も算入してあるか？
- 恩恵的な手当てを、算入していないか？

- 試用期間中の賃金（交通費等含む）は、含まれているか？
- 短期雇用特例被保険者、日雇労働者の賃金額は、含まれているか？
- ３か月を超える期間ごとに支払われる賃金は含まれているか？

手引き９～１０、８６～８８ページ

申告書内訳について

手引き１１～１４ページ

申告書内訳について

⑦　申告書内訳の申告済概算保険料と申告書に印字されている申告済概算保険料は**必ず一致する**

手引き１１ページ

一致しない原因としては（１）・・・

- 委託解除し減額訂正した事業場の概算額を減額前の額としている
- 新規委託し増額訂正した事業場の概算額が未計上

一致しない原因としては(2)・・・

- 増減額訂正未申告なのに訂正後の金額を計上

等が考えられる

申告書内訳について

審査時に見られる間違い

その1　転記誤り

- 金額等、正確な転記を
- ③欄業種は4桁で記入

その2
労働者数（4欄）、被保険者数（5欄）

- 人数の間違いは、報奨金に直接影響

※新規委託で概算のみ
→人数の記載はできない！

その3　一般拠出金

- 円未満切捨て

- 枝番号ごと算出して合計
  →⑭小計欄×0.02/1000　≠　⑮欄

その4　特別加入者

- 給付基礎日額の誤り
- 特例計算対象者の月数誤り
- 対象でない方を算入している
- 対象である方を算入していない

その5　労災保険率

● 業種変更した場合

→変更後の料率で計算しているか。

※末尾5において間違えやすい

その6　委託解除した事業所

- 概算訂正申告をしていない委託事業所は、申告済概算保険料額の変更はできない。変更されると、申告書の申告済概算保険料額と一致しなくなる。

手引き１１ページ等

申告書について

手引き１５～１６ページ

申告書提出時の確認項目

- 記載された額は、申告書総括表の額と同一の額であるか。

充当意思は必ず選択！

● 充当意思は記載してあるか。

⇒充当額を「保険料」と「一般拠出金」に
割り振る場合は、記載に注意

納付書（領収済通知書）について

●金額訂正は金融機関で受付できない
●金額の前に記入例の「￥」マークを
●一部事業主から保険料が集まらない
　場合はその分を除いた額を記入し納付

手引き１７ページ

労働保険料の立替払いは

絶対に
おやめください！

手引き２６ページ

納付書（領収済通知書）について

●口座振替利用組合では申告書の下の納付書は使用しない。

●１７ページ下の例は各法定納期以降での納付例。余白に枝番号を記入。

手引き１７ページ

納入通知書について

- 事業主単位ではなく労働保険番号ごと作成
- 余裕を持った期日で通知を

手引き１８～２０ページ

領収書について

- 使用前に一連番号記入
- 年度単位で使い切り
- 複数冊になる場合は表紙にNo記載

手引き２１ページ

領収書について

- 労働保険番号（枝番号）ごとに作成
- 書き損じた場合は書損扱い

手引き２１ページ

年度整理について

令和４年度概算保険料滞納事業場が委託解除

概算保険料額＞確定保険料額の場合

⇒「年度整理」処理を行う

年度整理の条件

１　委託解除事業場で、委託解除に伴う
　　概算修正申告をしていない

２　概算保険料額＞確定保険料額

３　３年度概算保険料に滞納がある

手引き２２～２３ページ

年度整理の実務　その1

滞納事業場における確定状況報告を作成。

この作成により、年度整理の対象であるか

把握する。

（様式）手引き９０ページ

手引き２３ページ

年度整理の実務　その2

申告書内訳

対象事業場の⑯欄申告済概算保険料を「見え消し」で修正後の概算保険料額に修正、余白に「年度整理」と記入

年度整理の実務　その3

申告書内訳

申告済概算保険料を修正して印字した場合、修正前の申告済概算保険料額を括弧書き、余白に年度整理と記入

年度整理の実務　その4

総括表

印字された「申告済概算保険料」を「見え消し」で、修正時の差額を差し引いた額に修正、余白に「年度整理」と記入

年度整理の実務　その5

総括表

申告済概算保険料を修正して印字した場合、修正前の申告済概算保険料額を括弧書き、余白に年度整理と記入

年度整理の実務　その6

申告書

⑱欄申告済概算保険料額に印字された額を「見え消し」で修正時の差額を差し引いた額に修正、余白に年度整理と記入

年度整理の実務　まとめ　申告書(例)

申告済概算保険料額	11，063，740　年度整理 ~~11，333，740~~　△270，000

充当額	3，290，603

	充当額	今期労働保険料	今期納付額
第1期	3，290，603	278，965	291，969

滞納事業場に係る報告

法定納期限までに納付ができなかった場合は

「労働保険料等滞納事業場報告書」を提出

提出期限→法定納期経過後７日以内

手引き２６ページ

労働保険料等滞納事業場報告書

作成のポイント

★徴定区分ごとに記入する。

確定不足と、第１期概算の合算はダメ！

（９－４－６２）（９－４－２１）（９－４－７２）

手引き２８ページ

滞納保険料の納付を行った場合

「労働保険料等納入事業場報告書」を提出。

提出期限→遅くても翌月５日労働局必着

手引き２６ページ

労働保険料等納入事業場報告書

作成のポイント

★徴定区分ごとに記入する。

確定不足と、第１期概算の合算はダメ！

（９－４－６２）（９－４－２１）（９－４－７２）

手引き２９ページ

滞納事業場への督励、納付見込み

指定納期までに納付ができなかった場合は、「滞納労働保険料督促状況報告書」を提出。

手引き２６，２７ページ

（様式）手引き９２ページ

「滞納労働保険料督促状況報告書」作成のポイント

１　徴定区分ごと記入（まとめない）

２　事業所と接触した内容を記入

３　納付見込みが分かれば記入

債務承認書について（１）

２月末時点で滞納があるすべての事業場について、枝番号ごと提出する。

手引き２７ページ

（様式）手引き９３ページ

債務承認書について(2)

すべての滞納事業場から、債務承認書を徴する。賃等提出時に行うのが効果的。

滞納額を把握させて、滞納をいつまでに完済するか計画を立てさせる。

※完納後は、延滞金が発生する。

債務承認書について（３）

１　徴定区分ごとに記入（まとめない）

２　納付計画をしっかり立てる

３　滞納保険料は納付しなければならないという意識を、事業主に持たせる

特別加入について

事業場要件について

企業全体の労働者数が基本

手引き４８ページ

加入対象者について

- ● 包括加入が原則
- ★ やむを得ない場合は、一部の役員が加入しないことが認められることがある。

届出について

- 異動にかかる承認は、変更届提出日の翌日から30日以内の希望する日。

（変更届様式）手引き５５ページ

年度末に確認いただくこと　1

- 労働者数は上限を超えていないか
- 労働者が１人以上いるか
  →年間１００日以上使用しているか

手引き４８ページ

年度末に確認いただくこと　2

- 労働者性の再確認

例）登記上役員でない者
　　同居の親族
　→特別加入していない場合、労災給付がされない可能性有

年度末に確認いただくこと　3

- 特別加入者の地位の確認
  →退職や役員辞任はしていないか

＊手続きが遅れると保険料に影響

日額変更について

- ３月中に提出
- 年度更新時に提出

手引き５０～５１ページ

日額変更について

委託替えに伴う場合

　１日の間も空けずに別の事務組合に再委託した場合は、基本的に「加入状況証明書」と同じ内容を引き継ぐことになる

手引き５０～５１ページ

一括有期について

手引き６０ページ

一括有期の申告方法について

- 令和3年度中に終了した工事
- 事業規模が一定の要件

手引き６０～６８ページ

様式についての注意点

- 「一括有期事業報告書」
- 「一括有期事業総括表」

上記2用紙について、業務簡素化に伴い平成31年度から「監督署控」は不要に。

従来の用紙使用時は、注意すること。

一括有期事業報告書作成の注意点

１　請負代金に注意

（平成２７年４月１日以降開始分は消費税除く）

２　請負代金に加算、控除する額に注意

３　請負金額×労務比率＝賃金総額

４　賃金総額×保険料率＝確定保険料額

５　特別加入者に対する確定保険料率

→労働局に登録済業種の保険料率

６　特別加入者に対する概算保険料率は、確定計算において賃金総額の最も多い事業の保険料率（例外あり）。

業種変更をする場合

「名称所在地変更届」を提出。

※申立書の添付は不要。

★変更年月日に注意。

変更理由

（例）確定精算により、賃金総額の最も
高い業種に変更の為。

申告書内訳について

審査時に見られる間違い

その1　計算間違い

- 手書きは、検算を
- ソフト使用の場合は、関数等の確認を

その2労働者数

- 人数の間違いは、報奨金に直接影響

※新規委託で概算のみ

→人数の記載はできない！

その3　特別加入者

- 給付基礎日額の記載誤り
- 特例計算対象者の月数誤り
- 対象でない方を算入している
- 対象である方を算入していない

その4　労災保険料率

- 業種変更した場合

  →特別加入分について変更後の料率で計算しているか

その5　委託解除した事業所

- 概算訂正申告をしていない委託事業所は、申告済概算保険料額の変更はできない。変更されると、申告書の申告済概算保険料額と一致しなくなる。

手引き１１ページ等

算定基礎調査で追徴・還付が生じる主な理由

- 雇用保険加入要件を満たしているパート労働者の加入・算入漏れ
- 試用期間を含めた雇用保険の加入・入社日からの徴収漏れ
- 役員（役員報酬）、同居親族誤算入

その他お知らせ

概算保険料増額訂正に係る端数処理について

　これまで、増額分に端数が生じた場合の取扱いについて、事業場ごとに端数を第２期に計上していました。

　令和２年度からは、母体全体の増額分を２で割って生じた端数を第２期に計上していただくよう、変更させていただきます。

手引き３７ページ

労災保険のメリット制について

労災保険のメリット制とは、一定の要件を満たす個々の事業における労働災害の多寡により、一定範囲内で労災保険料を増減させる制度のことです。つまり、災害の少ない事業主には労災保険料の減額を行い、逆に災害の多い事業主に増額を行う制度です。

★メリット適用事業場に係る令和3年度労災保険率については、「保険料申告書」とともに送付する「労災保険率決定通知書」にて通知します。

（1）令和3年度より引き続きメリット適用となる場合

確定保険料は令和3年度通知済みの労災保険率で計算して下さい、概算保険料は令和4年度に送付される「労災保険率決定通知書」の労災保険率で行って下さい。

（2）令和3年度はメリット適用であったが、令和4年度よりメリット落ちした場合

令和4年度の「労災保険率決定通知書」は送付されません、メリット番号の「保険料申告書」が送付されますが、確定保険欄のみ記入し、確定保険料不足分、一般拠出金を納付して下さい、充当については母体に充当処理するため、「還付請求書」に充当額を記入し、メリット番号の「保険料申告書」に添付して提出して下さい、概算保険料については、母体に含めて計算してください。

（3）令和4年度より新規にメリット適用となった場合

令和4年度の「労災保険率決定通知書」が送付されます、確定保険料欄に未申告と表示されたメリット番号の「保険料申告書」が送付されますので、概算保険料欄のみ記入し、保険料を納付してください、確定保険料については、母体に含めて計算してください。

手引き69ページ～71ページ

雇用保険料率の変更について

令和4年2月1日に「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が国会に提出されており、今後、当該法案が国会で成立した場合は、雇用保険料率が令和4年1日及び同年10月1日に変更となります。

次の条件の事業場を例とした場合の概算保険料額

【上半期（令和4年4月1日～同年9月30日】

①一般雇用保険率　9．5／1000、雇用保険分の賃金総額の見込額　5，500千円

【下半期（令和4年10月1日～令和5年3月31日】

②一般雇用保険料率13．5／1000、雇用保険分の賃金総額の見込額　5，500千円

【上半期の概算保険料額】 5，500円×　9．5／1000＝52，250円①

【下半期の概算保険料額】 5，500円×13．5／1000＝74，250円②

【申告する概算保険料額】 126，500円（①＋②の合計）

「労働保険料等算定基礎賃金額等の報告」（組様式4号）の変更

①委託事業主が雇用保険料率の適用期間ごとに雇用保険分に係る賃金総額の見込額が記入できるよう、新たに「令和4年度賃金総額の見込額」欄に雇用保険分の内訳を設けます。

②労働保険事務組合の担当者が、雇用保険率の適用期間ごとに概算保険料額を算定できるよう、新たに「労働事務組合担当者記入欄」を設けます。

※①については、「令和4年度賃金総額の見込額」には、上半期と下半期別に記入してもらいます。

※②については、「労働保険事務組合担当者記入欄」に雇用保険分の上半期と下半期における賃金総額、適用される雇用保険率を記入し、それらを乗じて上半期、下半期の保険料額を算出、それらを合算して雇用保険分の概算保険額を算定してもらいます。

「労働保険料等算定基礎賃金額等の報告」（組様式４号）送付時期について

※ 「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が成立した場合に配布する予定ですが、
現時点では配布時期は、確定していません。

変更前の「労働保険料等算定基礎賃金額等の報告」（組様式４号）の使用について

※令和４年度の雇用保険分の賃金総額の見込額を上半期、下半期別に追記すること及び令和４年度の雇用保険分の概算保険料額の算定内訳を追記している事の対応がなされていれば、変更前の様式を使用しても、問題はありません。

「労働保険料等算定基礎賃金額等の報告」における「令和４年度賃金総額の見込額」の記入方法について

※これまでの年度更新では、当年度の賃金総額の見込額が前年度の賃金総額の２分の１以上２倍以下の場合は、前年度の賃金総額を当年度の賃金総額の見込額として、前年度と同様と記入してもらっていましたが令和４年度については上半期と下半期ごとに記入してもらい、例えば前年度の賃金総額の２分の１の額であれば、「前年度の賃金総額の２分の１の額」と記入して下さい。

上半期と下半期の算定基礎額に端数が出た場合の対処方法について

※上半期分の算定基礎額は端数は切り上げ、下半期分の算定基礎額は端数は切捨てして下さい。

上半期と下半期の概算保険料額に１円未満の端数が生じた場合について

※上半期と下半期の概算保険料に端数が生じた場合は端数を切り上げたり、切り捨てたりせず、そのまま合算して、その際に１円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てして下さい。

追加で説明があった概算保険料の算定方法の例

次の事業場を例とした場合の概算保険額

☆前年度の雇用保険分の賃金総額12，345円（千円未満切り捨て）
☆当年度の賃金総額の見込額が「前年度の賃金総額の2分の1の額」に該当する場合
【上半期（令和4年4月1日～令和4年9月30日）】
一般雇用保険率9．5／1000
雇用保険分の賃金総額の見込額：12，345円÷2＝6，172．5円（端数切り上げ）上半期分の算定基礎額
【下半期（令和4年10月1日～令和5年3月31日】
一般雇用保険率13．5／1000
雇用保険分の賃金総額の見込額：12，345円÷2＝6，172．5円（端数切り捨て）下半期分の算定基礎額
【上半期の概算保険額①】
6，173円×　9．5/1000=58，643．5円①
【下半期の概査保険額②】
6，172円×13．5/1000=83，322円　②
【申告する概算保険料額】（①＋②の合計）
58，643．5円＋83，322円＝141，965．5円（端数切捨て）　※申告書内訳に転記する額

＜仮に法律案の内容どおり国会で成立した場合の令和４年度の雇用保険料率＞

○令和４年４月１日～９月30日

負担者／事業の種類	①労働者負担（失業等給付・育児休業給付の保険料率）	②事業主負担			①＋②雇用保険料率
			失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	
一般の事業	3/1000	6.5/1000	3/1000	3.5/1000	9.5/1000
農林水産・清酒製造の事業	4/1000	7.5/1000	4/1000	3.5/1000	11.5/1000
建設の事業	4/1000	8.5/1000	4/1000	4.5/1000	12.5/1000

○令和４年10月１日～令和５年３月31日

負担者／事業の種類	①労働者負担（失業等給付・育児休業給付の保険料率）	②事業主負担			①＋②雇用保険料率
			失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	
一般の事業	5/1000	8.5/1000	5/1000	3.5/1000	13.5/1000
農林水産・清酒製造の事業	6/1000	9.5/1000	6/1000	3.5/1000	15.5/1000
建設の事業	6/1000	10.5/1000	6/1000	4.5/1000	16.5/1000